(六) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四〇条関係）

(1) 公益合併法人が、特例の適用を受けた財産等（以下「非課税財産等」という。）を有する公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合（一定の場合に限る。）に、当該公益合併法人が、当該資産が非課税財産等であることを知った日の翌日から二月以内に一定の書類を国税庁長官に提出したときは、当該公益合併法人を当該非課税財産等を有する公益法人等とみなすこととする。引継法人、受贈公益法人等及び譲受法人が、当初法人、特定一般法人及び譲渡法人から非課税財産等の贈与を受けた場合についても同様とする。

(2) 個人から贈与等を受けた資産（当該資産に係る代替資産及び買換資産を含む。以下「受贈資産」という。）を有する公益法人等が当該受贈資産の移転につき合併等に係る継続適用の規定の適用を受けようとする場合には、当該公益法人等は、国税庁長官に対し、当該受贈資産が非課税財産等であることの確認を求めることができることとする。

(七) 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四〇条の二関係）

(1) 非課税の特例の対象に、重要文化財を一定の公共的な施設の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に譲渡した場合を加える。

(2) 二分の一課税の特例について、その適用対象に重要有形民俗文化財を右記(1)の地方独立行政法人に譲渡した場合を加えた上、その適用期限を二年延長する。

(八) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、居住者が、建築後使用されたことのある家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で一定のもの（以下「要耐震改修住宅」という。）を取得した場合において、当該要耐震改修住宅の取得の日までに耐震改修を行うことにつき申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日（当該取得の日から六月以内の日に限る。）までに当該耐震改修（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用を受けるものを除く。）により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、当該要耐震改修住宅の取得を既存住宅の取得と、当該要耐震改修住宅を既存住宅とそれぞれみなして、本特別控除の適用を受けることができることとした。（租税特別措置法第四一条関係）

(九) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の五関係）

(一〇) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の六関係）

(一一) 次の給付金については、所得税を課さないこととした。（租税特別措置法第四一条の八関係）

(1) 住民基本台帳に記録されている者のうち平成二六年度分の市町村民税が課されていないものの等に対して市町村又は特別区から給付される一定の給付金

(2) 児童手当法による児童手当の支給を受ける者等に対して市町村又は特別区から給付される一定の給付金

(一二) 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例について、対象となる割引債の範囲に、利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものに代えて、利子が支払われる公社債でその発行価額の額面金額に対する割合が一定の割合以下であるものを加えることとした。（租税特別措置法第四一条の一二の二関係）

(一三) 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の一八関係）

(一四) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九関係）

(1) 適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を二年延長する。

(2) 適用対象となる特定新規株式の範囲に、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成二六年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に同法の規定による指定を受けたものにより発行される株式を追加する。

(一五) 調書又は報告書（以下「調書等」という。）を提出すべき者が、所轄の税務署長の承認を受けた場合には、当該所轄の税務署長以外の税務署長に対し、当該調書等に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかの方法により提供できることとした。（租税特別措置法第四二条の二の二関係）

2

法人課税

(一) 試験研究を行った場合の特別税額控除制度における試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は平均売上金額の一〇〇分の一〇相当額を超える試験研究費に係る特別税額控除を選択適用できる措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条、第四二条の四及び第六八条の九関係）

試験研究費の増加額に係る特別税額控除について、青色申告書を提出する事業者の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の一〇〇分の五相当額を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、その増加試験研究費の額に一〇〇分の三〇（増加試験研究費割合が一〇〇分の三〇未満である場合には、その増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができる措置に改組する。

(二) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産からエネルギー消費量との対比における性能の向上に資する機械その他の減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するものを除外することとした。（租税特別措置法第一〇条の二の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

(三) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の三、第四二条の六及び第六八条の一一関係）

適用対象に、中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日から平成二九年三月三一日までの間に、特定機械装置等のうち左記(ハ)の制度の特定生産性向上設備等に該当するものの取得又は製作をして、その指定事業の用に供した場合において、改正前の措置の適用を受けないときは、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却とその取得価額の一〇〇分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供したものについては、一〇〇分の一〇）相当額の特別税額控除との選択適用ができる措置を加える。ただし、特別税額控除額については改正前の措置と合計して当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とし、控除限度超過額については一年間の繰越しができる。

また、平成二六年四月一日前に終了した事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得又は製作をして、その指定事業の用に供した場合には、平成二六年四月一日を含む事業年度において、右記の措置と同様に、その特別償却相当額又は特別税額控除相当額の償却又は繰越税額控除ができることとした。

(四) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四二条の九及び第六八条の一三関係）

(1) 情報通信産業振興地域に係る措置について、対象となる地区を提出情報通信産業振興計画において情報通信産業振興地域として定められている地区とする。